

令和7年度「京の米」生産イノベーション事業

～市場競争力のある米づくり（品質に適した手法による生産体制を整備）～

1 趣 旨

米の産地間競争に対応するため、実需の求める品質や数量を、適切な投資で実行する生産が必要である。そこで実需からの具体的なニーズに適切に対応できるよう、ICT技術も活用して生産や流通体制を整備するとともに、老朽化する共同乾燥施設など生産基盤を低投入で長寿命化させる機能保全対策への支援を行い、価格競争に弱い府内産地の生産力と農村所得の効率的な向上を目指す。

2 事業概要

目的 大口ニーズに対応するフレコンや貯蔵体制の整備、顧客のニーズに応える個別乾燥など、食味にこだわった競争力のある米等を地域ぐるみで効率的に生産するため必要な施設や機械導入等を支援する。

※フレコン（フレキシブルコンテナ）：酒蔵などの大口需要に対応して、小袋詰めせずにバラで出荷する化学繊維容器。フレコンで農産物検査を受けられる体制づくりなども必要。

実施主体

3戸以上の農業者で組織する団体、農業生産法人、農業協同組合、認定農業者等

※環境負荷低減事業活動実施計画（京都府みどり認定）認定者、地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けられている者を優先採択

メニュー

(1) 生産・流通機械、施設の導入による受注生産支援

※実需ニーズに応じた生産を概ね5ha以上拡大する計画を有する事業主体の施設や機械導入を支援

○共同機械導入による低コスト生産支援

ア 実需ニーズに応じた米を区別して生産し、質・量を確保するために必要な機械・施設

- (例) ・低コストの健苗育成に役立つ株間調節田植機
・食味にこだわった生産のための食味計付きコンバイン
・良食味評価の高い低温乾燥を行う遠赤外線乾燥機 等

イ 受注した米を区分出荷し、流通の改善や高付加価値化に寄与する機械、設備

- (例) ・区分出荷を目的とするミニライスセンターの整備
・適期、適量の出荷を目的とするリーファーコンテナ 等

○新品種生産方式の導入支援

他品種と差別化した新品種の生産方式に必要な機械等

- (例) ・食味にこだわった乾燥のための乾燥機
・品質の良い米を選別する色彩選別機

【補助率】 4／10

1／2以内：概ね集落全域の作業を行う組織、先進的技術の導入

(2) 施設の整備による長寿命化支援

集落組織などの所有する既存のライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等の計画的な機能保全対策を促し、低投入で施設の長寿命化を図り、生産コストの低減に寄与（施設の補強、省エネ対策等）

※10ha以上または集落の水稲作付面積の80%以上を耕作・受託する事業主体の該当する機械設備について1回のみ

【補助率】 1／4以内

「京の米」生産イノベーション事業実施要領

制 定	平成29年3月31日付け9	農 産 第 1 4 1 号
一部改正	令和6年2月13日付け6	農 産 第 1 0 6 号
一部改正	令和6年5月13日付け6	農 産 第 4 2 1 号
最終改正	令和7年5月20日付け7	農 産 第 4 5 1 号

第1 趣 旨

平成30年からの米政策の転換に伴い想定される米の産地間競争に対応するためには、需要に応じた品質や数量の生産を適切な投資で実現する必要がある。そこで、実需者からの具体的なニーズに対応するため、生産・流通機械を整備するとともに、老朽化する共同乾燥施設などの生産基盤に対し、低コストで長寿命化を図る機能保全対策への支援を行い、価格競争に弱い府内産地の生産力と農村所得の向上を目指す。

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第28号、以下「補助金交付要綱」という。）に定める「京の米」生産イノベーション事業（以下「本事業」という。）については、補助金交付要綱及びこの要領により実施するものとする。

第2 事業の概要

本事業の事業種目、事業内容、補助対象経費、事業実施主体、事業要件及び補助率については、別表1に定めるとおりとする。

第3 事業の実施

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書を作成し、市町村長に提出する。
- 2 市町村長は、補助金交付要綱第4条に規定する補助金交付申請にあたり、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、補助金交付申請書に添付して管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は知事）（以下「振興局長等」という。）に事前協議の上、提出するものとする。なお、補助金交付要綱別記第1号様式の記の2の知事が別に定める様式については、この要領の別記様式第1号のとおりとする。
- 3 受益市町村が複数となる場合は、上記1、2に関わらず、事業実施主体は、補助金交付申請書に事業実施計画書を添付して、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に事前協議の上、提出するものとする。
- 4 知事は、提出のあった事業実施計画書を審査し、その内容が本事業の趣旨に照らして適当であると認められる場合、市町村長又は事業実施主体に対して事業計画の承認を行うものとする。なお、承認の決定は補助金交付決定をもって代えるものとする。
- 5 実施計画の変更については、補助金交付要綱に規定する変更承認申請書を用い、上記1～4の規定を準用するものとする。なお、この要領に基づき実施計画の変更の承認を要するものは、補助金交付要綱別表の変更の欄に掲げる事項を変更する場合とする。

第4 関係する計画との整合等

- 1 他の計画等との整合
本事業の実施に当たっては、府及び地域が定める水田収益力強化ビジョン等その他関連する計画との整合を図るものとする。
- 2 他の事業との連携
本事業の実施に当たっては、水稻を含む土地利用型作物生産の一層の効率化や、地域条件に応じた産地づくりなどを推進する上で関連する事業と連携して推進し、とりわけ京都府農業再生協議会及び地域農業再生協議会等が実施する諸対策との一体的、総合的な取り組みに配慮するものとする。

第5 事業の指導

- 1 本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、府は、市町村、農業団体と連携して協力体制を整備し、指導及び支援を実施するものとする。
- 2 府においては、事業実施主体に対して京都産の米の利用実態等の情報提供を行うとともに、関係団体と一体となって実需者との連携強化を図り、京都産の米の知名度向上、需要拡大を推進するものとする。
- 3 本事業において、府は、市町村と連携し、事業実施主体に対して農業機械・施設利用の効率化を図られるよう、助言及び指導を行うものとする。

- 4 府は、市町村と連携し、農地利用のゾーニング、農地の団地化及び担い手への作業集積等が効率的に行われるよう事業実施主体を指導するものとする。

第6 府の助成

知事は、本事業の実施に係る経費について、予算の範囲内において、市町村長又は事業実施主体に対して補助するものとする。

第7 事業に係る報告

1 着手届及び完了届

- (1) 事業実施主体は第3の規定に準じて、事業に着手したときは着手届を、完了したときは完了届を、直ちに市町村長に別記様式第3号により提出する。ただし、受益市町村が複数となる場合は、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長は上記着手届を受理したときは着手から10日以内に着手届を、完了届を受理したときは、完了検査を実施し事業が適正に行われたことを確認した上で完了から10日以内に完了届を管轄する振興局長等に提出するものとする。

2 実績報告

- (1) 市町村長は、事業完了後すみやかに補助金交付要綱に規定する補助金実績報告書を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- (2) 受益市町村が複数となる場合は、上記(1)に関わらず、事業実施主体は、補助金実績報告書を主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。

3 導入・整備した機械等の利用状況

- (1) 事業実施主体は、機械使用年度から起算して3年間、当該年度の利用状況等について、各年度の機械使用期間終了後10日以内に、第3の規定に準じて別記様式第4号により提出する。ただし、受益市町村が複数となる場合は、主たる事務所の所在地を含む市町村を管轄する振興局長等に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に、管轄する振興局長等あて提出するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則（平成29年3月31日9農産第141号）

この要領は、平成29年度分の事業から適用する。

附 則（令和6年2月13日付け6農産第106号）

- 1 この要領は、令和6年2月13日から施行し、令和5年度の事業から適用する。
- 2 この改正前の「京の米」生産イノベーション事業実施要領の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この改正後の「京の米」生産イノベーション事業実施要領の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年5月13日付け6農産第421号）

この要領は、令和6年5月13日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則（令和7年5月20日付け7農産第451号）

この要領は、令和7年5月20日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表 1（第 2 関係）

事業種目	1 生産・流通機械、設備の導入による受注生産支援対策	2 施設の整備による長寿命化支援対策
事業内容	実需者からの具体的なニーズに適切に対応できるよう、生産及び流通体制の整備に必要な機械・設備の導入を支援する。	老朽化した共同乾燥施設等の生産基盤について、低コストで長寿命化を図る機能保全対策への支援を行う。
補助対象経費	・実需者ニーズに応じた米を区別して効率的に生産するために必要な機械及び設備の導入に要する費用（直播機、コンバイン、遠赤外線乾燥機、粳摺り機、選別機 等） ・米の流通面での改善及び高付加価値化等に寄与する機械及び設備の導入に要する費用（食味計、精米機、フレコン計量設備、荷造梱包機、貯蔵・保管設備 等） ※特別栽培米に取り組む場合は、堆肥散布機、温湯種子消毒器、除草アタッチメント付き多目的田植機、疎植用田植機、ブームスプレーヤー等も対象とする。 ※ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。	共同乾燥施設等（ライスセンター、貯蔵施設、育苗施設等）の保守作業とそれに基づく機能維持に要する費用 ※ただし、自走式農業機械及び育苗ハウスの被覆交換は除く。 ※また、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
事業実施主体	京都府内に主たる経営基盤をもつ次に掲げるもの ① 3 戸以上の農業者等で組織する団体、農地所有適格法人、②農業協同組合、③認定農業者等 ただし、認定農業者（個人及び 1 戸 1 法人）については、10ha 以上又は集落の 80%以上の面積を耕作若しくはその受託を行う場合に限る。	
事業要件等	1 事業実施主体が行う受益地区内の水稻生産について、次のいずれかを満たしていること。 （1）概ね 5 ha 以上の面積について作業受託（次に掲げる主要作業のうち 1 作業以上）する計画を有していること。 <主要作業> ①耕起又は代かき、②育苗、③移植又は直播、④本田防除、⑤収穫、⑥乾燥調製、⑦選別・品質区分、⑧荷造り包装、⑨貯蔵・出荷 ※⑦～⑨について受託面積を求める場合は、受託数量と地域の合理的な単収から換算する （2）概ね 5 ha 以上、土地の利用権設定し、水稻生産を行う計画を有すること。 2 上記について、特別栽培米、酒米、加工用米、食味値を反映して販売する米等、実需者ニーズに対応した米生産とすること。 3 3 戸以上の農業者で組織する団体にあつては、代表者の定めがあり、組織、運営並びに米の販売についての定めがあること。	10ha 以上又は集落の水稻作付面積の 80%以上を耕作又は受託する事業主体に対し、該当する機械設備について 1 回のみ助成
補助率	4 / 1 0 以内 （主な受益地区について、概ね全域の作業を担う実施主体又は I C T 等の先進技術の導入を行う実施主体の場合は 1 / 2 以内）	1 / 4 以内

別記様式第1号（京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱 別記第1号様式の記の2の様式）

「京の米」生産イノベーション事業 事業実施計画書（又は実績報告書）

事業実施主体名

1 実施事業の概要

受益地区名（市町村名等）	事業内容

（事業実施要領第2の1の事業）

受益地区名（関係集落名等）	受益面積 (ha)	導入農業機械等名	機械導入予定年月日
需要に応じた米生産の内容 ☐ 特別栽培米、 ☐ 酒米、 ☐ 加工用米、 ☐ 食味値を反映した販売 ☐ その他具体的なオーダー			
需要と導入機械の関係（混種防止、低コスト化、多収栽培、減農薬、減化学肥料 等）			（詳細）

（事業実施要領第2の2の事業）

受益地区名（関係集落名等）	受益面積(ha)	点検・整備施設名	整備予定年月日

2 事業実施地区の概要

受益地区名 （市町村名、旧村名、集落名 等）	農家戸数 （戸）	前年度の水田の状況		
		畦畔を除く 水田面積(a)	土地利用型作物の状況	
			作物名	作付面積(a)

3 事業実施主体の概要

事業実施主体の名称		事業実施主体の活動範囲となる地区名（集落名）		代表者名	構成員数	設立年月日
市町村における位置付け （水田収益力強化ビジョン等における位置づけ）						
水稲生産に係る機械の 保有状況 （現有）	機 種	型 式	規格・出力	台数	取得年次	活用補助事業

4 事業導入（実施）の必要性及び期待される効果

（１）事業導入（実施）の必要性

（２）事業導入（実施）により期待される効果

5 事業内容

(1) 実施要領別表1の1の事業

事業実施主体 (注1)	現況(年)(注2)					計画(年)(注3)				
	活動地域の 水稻作付面積	うち作業受託面積(実績) 及び 利用権既設定面積		受託 作業 内容	うち需要 に対応し た米の生 産面積	活動地域の 水稻作付面積	うち作業受託面積 及び 利用権既設定面積		受託 作業 内容	うち需要 に対応し た米の生 産面積
	a	作業受託面積 (1作業以上)	a		a	a	作業受託面積 (1作業以上)	a		a
		利用権設定面積	a		a		利用権設定面積 (うち農地中間 管理事業利用)	a		a

今回導入機械及び施設整備 に係る受益			事業内容				負担区分				備考 (注4)
集落名	戸数	面積	機種名、型式、構造 能力、規格等	事業量	単価	事業費	府補助金※	市町村費	自己負担金	その他	
		a		基、台	円	円	円	円	円	円	

※ただし、千円未満の端数は切り捨てる

需要に対応した米の内容					
現況(年)			計画(年)		
取引先	米の内容	取引数量 kg	取引先	米の内容	予定数量 kg

【選択様式】

特別栽培米に取り組む場合は別記様式第2号を作成のこと。

【記入注意】

- 1 事業実施主体ごとに作成のこと。
- 2 現況は、事業実施年度の前年の状況を記入のこと。
- 3 計画は、事業導入後3年後の計画を記入のこと。
- 4 先進的技術の導入の有無を記入(ICTなどを活用した技術で効果が確認されたもの)

【添付書類】

〔実施計画書に添付する書類〕

- 1 導入機械の機種選定理由及び規模決定根拠
- 2 事業実施主体の規約等
- 3 導入機械の管理規程等
- 4 導入機械の利用計画
- 5 収支計画
- 6 導入機械の受益地域を示す位置図
- 7 導入機械のカタログ、設計図等（「先進的技術」の導入にあたってはその内容を示すもの）
- 8 参考見積書等事業費の参考としたもの

〔実績報告書に添付する書類〕

- 1 事業実施の状況がわかる写真
- 2 納品書、請求書、領収書の写し等支出の根拠がわかるもの

(2) 実施要領別表 1 の 2 の事業

事業実施主体 (注 1)	現 況 (年) (注 2)			
	活動地域の 水稲作付面積	事業対象施設に係る作業受 託面積 (実績) 及び利用権既設定面積	受託 作業 内容	地域の水 稲に占め る割合
	a	作業受託面積 (当該施設分)	a	%
		利用権設定面積	a	

事 業 内 容				負 担 区 分				備 考
施設・設備名 機種名、型式、構造 能力、規格等	内容 補修が必要な理由	事業費		府補助金※	市町村費	自己負担金	その他	
		円		円	円	円	円	

※ただし、千円未満の端数は切り捨てる

【記入注意】

- 1 事業実施主体ごとに作成のこと。
- 2 現況は、事業実施年度の前年の状況を記入のこと。

【添付書類】

〔実施計画書に添付する書類〕

- 1 事業実施主体の規約等
- 2 保有機械の管理規程等
- 3 収支計画
- 4 導入機械の受益地域を示す位置図
- 5 参考見積書等事業費の参考としたもの

〔実績報告書に添付する書類〕

- 1 事業実施の状況がわかる写真
- 2 納品書（作業明細）、請求書、領収書の写し等支出の根拠がわかるもの

特 別 栽 培 米 等 の 取 組 概 要

特別栽培米等生産の取組名称

1 取組地区・面積等

地 区 名	地区内水稻の生産状況		うち特別栽培米等の生産状況	
	面積（ha）	生産量（t）	面積（ha）	生産量（t）

2 取組概要（地域の資源や環境の活用の方、減農薬・減化学肥料についての考え方等について記入）

--

3 市町村又は地域農業再生協議会等における特別栽培米等の生産に関するプランの策定状況

プラン策定主体	プランの名称	プランにおける当該取組の位置づけ

4 特別栽培米等の推進体制（注1）

--

5 特別栽培米等の「特別栽培農産物表示ガイドライン」に基づく生産・確認体制

	氏名等（個人の場合：所属、役職、氏名等 団体の場合：団体の名称等）	住所、所在地等
栽培責任者		
確認責任者		

6 特別栽培米等の集荷・販売について

区分集荷等の体制（袋集荷や乾燥調整施設利用による区分集荷体制、集荷時の確認体制等）	販売体制（契約栽培の状況、販売ルート別出荷量等）

7 栽培における具体的な取組内容

項 目		特別栽培米等の取組計画（注2）			地域において慣行的に行われている栽培（注3）
		実施内容	現 状	計 画	
◇京都KOS-180運動の実践	緩効性肥料の施用	施用肥料名（ 施肥量： kg/10a	ha	ha	施用有無（有・無） （有の場合 肥料名： 施肥量： kg/10a）
	遅植又は打込式直播	田植時期 月 日～ 月 日 田植方法（ 移植・直播 ）	ha	ha	田植時期 月 日～ 月 日 田植方法（ 移植・直播 ）
	疎植の実施	栽植密度： 株/m ² 植付本数： 本/1株	ha	ha	栽植密度 株/m ² 植付本数 本/1株
◇化学合成農薬使用回数 （前作収穫後から収穫物の調製までの使用回数）		<防除時期・使用薬剤名・成分数> 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： <合 計> （成分回数計： 回） ↓ 《 慣行栽培に対する使用回数削減率： 割 》	ha	ha	防除時期・使用薬剤名・成分数 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： 時期： 薬剤名： 成分数： （成分回数計： 回）

◇化学合成農薬低減の取組	<育苗段階での農薬低減の取組> () <除草における農薬低減の取組> () <病虫害防除における農薬低減の取組> ()			
◇化学肥料の窒素成分量 (前作収穫後から収穫物の調製までの使用回数)	<元 肥> 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a <追 肥> 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a <合 計> (化学肥料窒素量計： kg/10a) ↓ 《慣行栽培に対する化学肥料窒素削減率： 割》			<元肥> 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a <追肥> 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a 肥料名： 化学肥料窒素量： kg/10a (化学肥料窒素量計： kg/10a)
◇化学肥料低減の取組	<土づくりの実施> 資材名： 使用量： kg/10a <有機質肥料の施用> 資材名： 使用量： kg/10a	ha	ha	
◇種子更新率の向上	<種子更新率向上の取組> ()	%	%	
◇栽培記録の記帳	実施 ・ 未実施 (記帳様式：別添のとおり)			実施 ・ 未実施 (実施の場合の記帳様式：別添のとおり)
◇農産物検査実施機関名				

【別記様式第2号 記入要領】

○実施要領別表1の1の事業（生産・流通機械、設備の導入による受注生産支援対策）のうち、特別栽培米に取り組む場合に記入。

（注1）関係機関の連携や活動を図示すること。

（注2）現状については直近の水稲作付年度、計画の欄は3年後の計画を記入のこと。

（注3）慣行的に行われている栽培については、農業協同組合管内、市町村域、受益地区等で一般的に行われている栽培概要を記入のこと。

【添付書類】

○地域の特別栽培米等に関するプラン（別添参考様式に示した項目と同様の項目が盛り込まれているもの）

○特別栽培米等の地域の栽培指針又は栽培ごよみ

参考様式

特別栽培米等の生産に関するプラン

年 月

(策定主体名)

1 趣 旨

2 地域の概要

3 活用する地域の環境や資源

4 地域別（生産者別）生産計画

5 生産・推進体制

市町村地域農業再生協議会等の役割

市町村の役割

J A の役割

府農業改良普及センターの役割

府広域振興局との連携

その他

6 J A の取り組み（販売体制等）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村等の長

年度「京の米」生産イノベーション事業（着手）【完了】届

下記のとおり事業（に着手）【が完了】したのでお届けします。

事業実施主体名		
事業量		(機械名称、台数等)
着工年月日		
完了予定年月日（着） 完了年月日（完）		
施工方法		(入札〔一般、指名等〕、見積合わせ、随契等の別)
発注先		(名称及び所在地)
事業費	見積額	
	実施額	

京都府知事 様

市町村等の長

年度に「京の米」生産イノベーション事業で導入・整備した機械・設備の利用状況報告書

事業実施主体	導入年月日 (整備期間)	報告年数	導入機械・設備 (整備内容)	利用計画面積 (ha)	当該年度の利用状況	
					利用面積(ha) または 数量(kg)	利用期間
		年目				

(注 1) 実施要領別表 1 の 1 の事業については需要に対応した米の販売実績を示す書類